

令和5年度第1回静岡県教員育成協議会 資料

令和5年6月7日(水)
県庁西館8階教育委員会議室

静岡県教員育成協議会

1 概要

「静岡県教員育成協議会」は、教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成 29 年 6 月に設置。校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行う法定機関である。

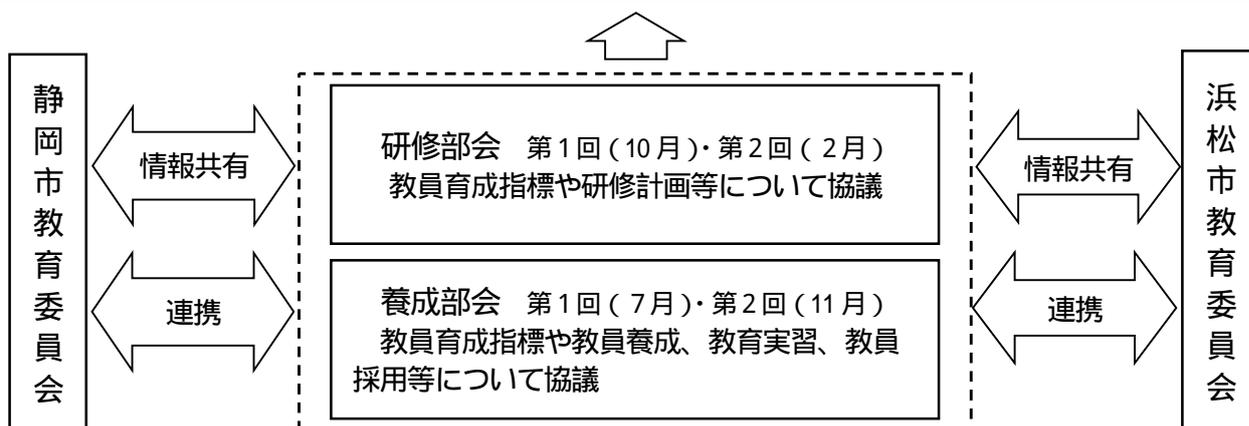
教育公務員特例法（抜粋）

第二十二條の七 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとする。

静岡県教員育成協議会 第 1 回（6 月）・第 2 回（1 月）

〔委員構成〕

教育長、教育部長、教育監、教育部理事（政策管理担当）教育部参事（学校教育担当）総合教育センター所長、静岡県校長会代表、静岡県女性校長会代表、静岡県高等学校長協会代表、静岡県特別支援学校校長会代表、静岡県都市教育長協議会代表、静岡県町教育長会代表、静岡大学代表、常葉大学代表
* 民間企業アドバイザー（業務改善・人材育成）が出席



会議等名	役割
教員育成協議会	研修部会、養成部会の各案について協議し、決定する会議
研修部会	教員育成協議会に上程する案を策定する会議 〔委員構成〕 教育監、教育政策課長、関係課・所代表（課長代理、人事監、指導監、副所長） * 静岡市、浜松市教育委員会の研修担当が連携のため出席 * 静岡大学、常葉大学の教職大学院代表がオブザーバーとして出席
（幹事会）	（担当者等により事前調整を行う会議）
養成部会	教員育成協議会に上程する案を策定する会議 〔委員構成〕 教育監、静岡市教育委員会関係者、浜松市教育委員会関係者、県総合教育センター副所長、静岡大学、常葉大学、教員の養成に関係する大学の関係者
（幹事会）	（担当者等により事前調整を行う会議）

静岡県教員育成協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の七第1項の規定に基づき、静岡県教員育成協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長及び教員(以下「校長及び教員」という。)の資質の向上に関する指標に関すること。
- (2) 校長及び教員の資質の向上に関して必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、静岡県教育委員会が委嘱する。

- (1) 静岡県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)
 - (2) 校長及び教員の研修に協力する大学並びに当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学の関係者
 - (3) 市町教育委員会の関係者
 - (4) 公立学校の関係者
 - (5) 静岡県教育委員会の関係者
- 2 静岡県教育委員会が必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の末日までとし、委員の再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、校長及び教員の資質の向上に関し専門的な知識を有する者及び関係者に対し、協議会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、静岡県教育委員会教育政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

静岡県教員育成指標・静岡県校長育成指標

1 本県の指標

(1) 定義

教員のキャリアステージ（成長段階）に応じて、身に付けるべき資質能力を目標の形で示した。平成28年の教育公務員特例法の一部改正に伴い、任命権者に策定が義務付けられた。本県では平成29年度に策定し、令和4年度の「静岡県教育振興基本計画」の改訂に合わせ、学習指導要領や中教審答申等を踏まえて改訂した。

(2) 教員等育成指標の範囲

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校が同一の指標を用いる。

(3) 静岡県教員育成指標

- ・対象は、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く）
- ・キャリアステージを4つに区分（採用時、基礎・向上期、充実・発展期、深化・熟練期）
- ・教員に求められる5つの資質能力を規定（教育的素養・総合的人間力、授業力、生徒指導力、教育業務遂行力、組織運営力）

(4) 静岡県校長育成指標

校長に求められる3つの資質能力を規定（学校経営のビジョンを実現する力、管理運営力、人材育成力）

2 指標の活用

(1) 「静岡県教育振興基本計画」における活動指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
「静岡県教員育成指標」を活用した学校の割合	95.2%	100%

(2) 活用状況（「学校対象調査」より）

「静岡県教員育成指標」を校内で活用した学校（％）

校種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	93.1	88.6	94.6	96.8
中学校	86.6	85.9	87.6	95.8
高等学校	68.2	71.6	80.0	88.2
特別支援学校	83.8	97.3	92.1	100.0
全体	86.5	85.6	90.0	95.2

「静岡県教員育成指標」の活用方法（％）

活用方法	校種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管理職が面談時に教員へ助言や支援をする際に参考にした	小学校	42.0	47.9	83.7	88.1
	中学校	34.9	43.5	74.0	82.5
	高等学校	23.6	22.5	53.6	73.6
	特別支援学校	27.0	41.2	63.2	84.2
教員が自己目標を立てる際に参考にした	小学校	74.1	72.9	72.8	79.8
	中学校	65.1	61.8	62.1	75.3
	高等学校	45.5	47.1	39.1	47.3
	特別支援学校	78.4	65.7	52.6	81.6
校内研修の内容等を考える際に参考にした	小学校	15.5	10.4	9.0	9.0
	中学校	15.1	11.8	11.8	13.9
	高等学校	20.9	26.5	25.5	20.0
	特別支援学校	13.5	13.9	23.7	23.7
その他学校独自の方法で活用した	小学校	6.6	7.3	0.3	1.3
	中学校	9.9	7.6	4.7	3.6
	高等学校	9.1	11.8	7.3	8.2
	特別支援学校	10.8	8.8	7.9	10.5

3 今後の対応

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和4年8月・文部科学省）及び本県の教育を巡る現状と課題を踏まえ、「静岡県教員育成指標」、「静岡県校長育成指標」を改訂する。

* 改訂に当たっては、次期「静岡県教育振興基本計画」を踏まえる。

* 養護教諭、栄養教諭の指標改訂についても検討する。

全ての教員等が備えるべき普遍的な資質

- ・倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲や研究能力など

校長の指標

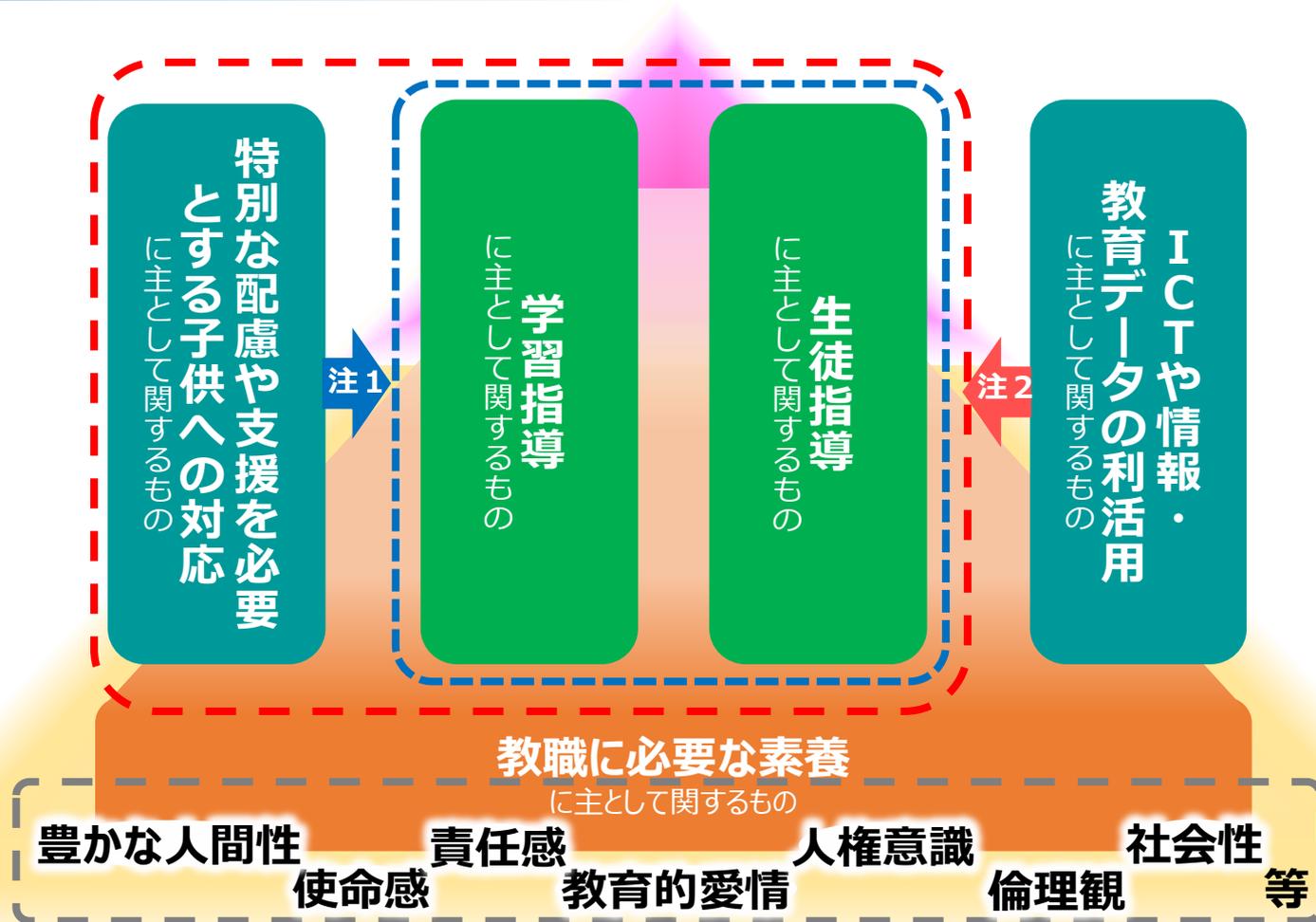
- ・教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力
- ・様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）
- ・学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）

教員の指標

- ・教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、ICT や情報・教育データの利活用

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」より
（令和4年8月・文部科学省）

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容



※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2) 「ICTや情報・教育データの活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

教職に必要な素養 に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

学習指導 に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

生徒指導 に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

特別な配慮や支援を 必要とする子供への対応 に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

ICTや情報・ 教育データの利活用 に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

「令和6年度静岡県教員研修計画」策定の方針（案）

1 基本方針

「有徳の人」の育成を目指し、生涯を通じて学び続け、子供たちの伴走者として夢の実現へと導く教員を育むため、「静岡県教員育成指標」・「静岡県校長育成指標」に示した資質能力の育成に資する計画とする。

また、「静岡県教育振興基本計画」の施策を着実に推進するため、「有徳の人づくり宣言」に示された3つの基本方向の下に掲げられた各重点取組に即して新規研修及び主な充実・改善研修を整理する。

基本方向1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実

重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励

重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

基本方向2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

重点取組4 多様性を尊重する教育の実現

重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成

重点取組6 高等教育の充実

重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実

基本方向3 社会総がかりで取り組む教育の実現

重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進

重点取組9 地域ぐるみの教育の推進

2 策定の方向性（研修実施方針）

以下の方向性により、静岡県教員育成協議会研修部会で「令和6年度静岡県教員研修計画」を検討し、協議会に上程する。

(1) 研修観の転換（「第2章 教員研修の実施方針」の「1 研修実施の基本方針」）

「有徳の人」の育成を目指し、生涯を通じて学び続け、子供たちの伴走者として夢の実現へと導く教員を育むため、校外研修や校内研修において、教員自身の学び（研修観）の転換を図り、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。

その際、教員が自ら問いを立て、実践の振り返りや協働的な対話、知識の習得を重ねながら、自他の価値観に気付き、実践的な力を磨く研修の在り方に留意する。

(2) 研修の成果の確認（「第2章 教員研修の実施方針」の「1 研修実施の基本方針」）

受講者が研修の成果を職務に生かしていくことができるようにするため、研修の成果の確認方法を明確化することの必要性が指摘されている。そのため、研修の性質に応じて、テストの実施やレポート・実践報告書の作成等により、当該研修によって身に付いた知識・技能を確認したり、学んだ理論や得られた課題意識、他者との対話を手がかりに自らの実践内容を省察したりする方策を講じる。

特に、オンデマンド配信型の研修動画については、研修の企画段階から、知識・技能の習得状況を確認するためのテストを行うなど、受講者が研修の成果を確認できるようにする。

なお、これらの成果の確認に当たっては、受講者の負担に留意するものとする。

(3) 校内研修の充実（「第2章 教員研修の実施方針」の「1 研修実施の基本方針」）

校内研修は、それぞれの学校の教育課題に対応した協働的な学びを学校組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、学校の組織力を高め、効果的な学校教育活動の実施にも資するものである。よって、その重要性に鑑み、校内研修の充実を図るためのリーフレットの配布による県内学校の実践事例の紹介や、県教育委員会主催研修の充実等を通じて、各学校における校内研修を支援する。*資料4参照

(4) 新規研修の企画及び既存研修の改善と精選（「第3章 令和6年度実施研修」）

「静岡県教員育成指標」・「静岡県校長育成指標」に示した資質能力を育成するため、時代や環境の変化に対応する新規研修を企画するほか、すべての既存研修について、研修の評価を踏まえつつ、充実・改善と精選を行う。

併せて、「静岡県教育振興基本計画」の施策を着実に推進するため、同計画の各重点取組に即して、新規研修及び主な充実・改善研修を整理する。

新規に企画を検討している研修（例）

55歳以降の教員を対象とした研修

1 趣旨

令和4年度静岡県教員育成協議会において、教員に求められる役割や資質能力が多様化・高度化する中、本県教育の質の維持・向上のため、深化・熟練期の教員が培ってきた豊かな経験や知識を生かし、人材育成を含めた組織運営に積極的に参画することの必要性が指摘された。

2 対応

定年の段階的な引き上げも考慮しつつ、深化・熟練期の教員を対象とした新たな研修を実施し、組織運営力等の資質能力の更なる向上を図る。

(1) 研修の受講対象者

キャリアデザイン研修、 の実施を踏まえ、受講対象者（対象年齢）を決定する。

キャリアデザイン研修小・中は40歳から44歳の教諭等（推薦）、高・特は40、41歳の教諭（悉皆）が対象

キャリアデザイン研修小・中は47歳から51歳の教諭等（推薦）、高・特は50、51歳の教諭（悉皆）が対象

(2) 研修内容

*具体は研修部会で検討

教育・福祉連携のための教職員研修

1 趣旨

「子どもたちのウェルビーイング実現に向けて - 困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策と人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方 - 」中間報告（令和5年3月7日・才徳兼備の人づくり小委員会）において、高校における困難を抱える生徒への支援充実のため、高校教職員を対象とした「教育・福祉連携のための教職員研修」の実施が提言された。

2 対応

教育・福祉連携のための新たな研修を実施し、生徒理解を深め、福祉の基礎、専門職との連携などを学ぶ機会を整備する。

(1) 研修の受講対象者

高校の教職員

(2) 研修内容

* 具体は研修部会で検討

才徳兼備の人づくり小委員会における研修内容に関する意見（例）

- ・学校と子どもを取り巻く環境と課題
- ・スクールソーシャルワークの基礎
- ・福祉制度の基礎
- ・S C r、S S W rの職務理解
- ・アセスメントの技法
- ・模擬ケース会議（教職員とS S W rの合同研修）

特別支援学級（自閉症・情緒障害）担任の資質能力の向上に資する研修

1 趣旨

特別支援学級に在籍する児童生徒数や特別支援学級数が増加するとともに、障害の重度化、重複化が進む中、令和4年度特別支援教育推進会議において、特別支援学級（自閉症・情緒障害）の担任の資質能力を育成する機会を充実させることの必要性が指摘された。

2 対応

県内学校に対して教職員支援機構（NITS）や国立特別支援教育総合研究所の研修動画を周知するとともに、特別支援学級（自閉症・情緒障害）の担任を対象とした新たな研修を実施し、特別支援に係る資質能力の向上を図る。

(1) 研修の受講対象者

特別支援学級（自閉症・情緒障害）に関わる教員（希望者）

(2) 研修内容

* 具体は研修部会で検討

校内研修の充実に資する研修

1 趣旨

令和4年度静岡県教員育成協議会において、校内研修は学校の組織力を高め、効果的な学校教育活動の実施に資するものとして、各学校における校内研修を充実させることの必要性が指摘された。

2 対応

校内研修を充実させるため、県内学校の実践事例や校内研修の充実に活用できるツールを紹介する電子版リーフレットを作成・配布する。また、県教育委員会主催の既存研修の充実に図るとともに、校内研修の企画・運営に関わる教員を対象とした新たな研修を実施する。

(1) 新規研修の受講対象者

校内研修の企画・運営に関わる教員（希望者）

(2) 研修内容

* 具体は研修部会で検討

大学と連携・協働した教員研修プログラム

1 趣旨

教員免許更新制の発展的解消とあわせて、研修受講履歴を活用した資質能力の向上が進められていくことを踏まえ、大学と教育委員会が連携・協働し、時代や環境の変化に対応した研修を整備し、教員の学びの充実を図ることが必要である。

2 対応

大学と政令市、県が連携・協働し、学校のニーズを踏まえた研修プログラム（動画コンテンツ）を開発し、教員の学びの機会の充実を図ることにより、静岡県教員に必要な資質能力を育成する。

(1) 教員研修プログラムの受講対象者

県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員（希望者）

(2) 動画コンテンツの内容

* 具体は研修部会で検討

教員免許更新制関係

- ・ 国の教育施策や世界の教育の動向
- ・ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ・ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む）
- ・ 子どもの生活の変化を踏まえた課題

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針関係

- ・ ファシリテーション能力、アセスメント能力
- ・ 教育データの活用

各学校における校内研修の充実に向けた取組（案）

1 趣旨

「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等」(令和4年8月31日・文部科学省)において、校内研修や授業研究等をはじめとする様々な機会や場면을教員等の学びとして位置づけ、活用していくなど、日常的な校内研修等を充実させる必要があることが示された。

また、令和4年度静岡県教員育成協議会において、校内研修は学校の組織力を高め、効果的な学校教育活動の実施に資するものとして、各学校における校内研修を充実させることの必要性が指摘された。

[学校における校内研修実施上の課題（高等学校の例）]

- ・教員の主体的な参加を促すテーマの設定
- ・教員の多様なニーズを反映した研修の企画
- ・限られた時間における効果的、効率的な研修の実施
- ・講師の人選と予算の確保

2 対応

以下により、静岡県教員育成協議会研修部会で検討し、協議会に上程する。

(1) 校内研修の充実を図るための電子版リーフレットの作成と配布

* 「令和6年度静岡県教員研修計画」とともに配布予定

ア 県内学校における実践事例の紹介

イ 校内研修に活用できるツールの紹介（例）

- ・学校等支援研修
- ・特別支援学校のセンター的機能
- ・校内研修で活用できる資料

「児童生徒の資質・能力を育成する個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICT活用」リーフレット（総合教育センター）、教職員のためのハラスメント対応ブック（教育総務課）、教職員研修において講義等が可能な大学教員等一覧（教育政策課）

- ・校内研修で活用できるオンデマンドコンテンツ

あすなるeゼミナール（総合教育センター）、校内研修シリーズ（独立行政法人教職員支援機構）、NISE 学びラボ～特別支援教育 eラーニング～（国立特別支援教育総合研究所）

(2) 研修の充実

ア 既存研修における(1)のリーフレットの活用

イ 校内研修の企画・運営に関わる教員を対象とした新規研修（希望）の実施

特色ある校内研修 実践事例

立 学校

校内研修で実現する 「個別最適な学びと協働的な学び」

概要

それぞれの教員が、年間をとおして解決を図ろうとする課題を一つ設定する。

- ②すべての教員の課題を、教科指導、学級経営、教育相談等のテーマに沿って分類し、テーマごとに4人程度のチームを編成する。各チームで個々の課題を踏まえた年間研修計画を作成し、課題の解決に向けて取り組む。研修後、それぞれの教員が成果と課題をまとめ、全体会で共有する。

ポイント

個別の課題設定とすることで、教員は校内研修に必要感を抱きながら主体的に取り組むことができます。また、チーム研修は、課題の解決に向けた新たなアイデアの創出だけでなく、コミュニケーションの活性化や心理的安全性の向上にも有効です。個別最適な学びと協働的な学びを通じた資質能力の向上が期待できる実践です。

写真

写真

立 学校

「みんなの授業」で変わる 組織で取り組む授業研究

概要

教科ごとに、授業研究の授業者と実施する単元を決める。

- ②授業者が作成した学習指導案及びワークシート等を用いて教科内で授業をシミュレーションし、改善点のためのアイデアを出し合って授業構想をブラッシュアップする。授業実践を教科の教員全員で参観し、子どもの学ぶ様子を中心に気付きを記録する。授業検討会において、思考ツールを用いて改善策を検討する。

ポイント

授業構想を教科内でブラッシュアップすることにより、教科の教員全員が当事者意識を持って授業研究に取り組むことができます。また、子どもの学びに着目して授業検討会を行うことで、指導と評価の一体化の視点から授業を見つめ直し、改善策を見出すことができます。授業者だけでなく、「みんなの授業」であるという意識が、組織で取り組む授業研究を実現しています。

写真

写真

校内研修活用ツール

学校等支援研修

学校が主催する自主的な研修に指導主事等が訪問し、学校づくり・授業づくりを支援します。

マネジメント

特別支援
教育

教育の
情報化

学校図書館

学習指導

生徒指導

教育相談

進路指導

支援の申込みは

県立高等学校及び特別支援学校 → 総合教育センター

小・中学校、市町教育委員会 → 静東・静西教育事務所

詳細は、研修ガイドブックを御覧ください。

写真

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援教育に関する必要な助言や援助を行います。

センター的機能の例（文部科学省ホームページより）

① 小・中学校等の教員への支援

特別支援教育等に関する相談・情報提供

障害のある児童生徒等への指導・支援

福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整

小・中学校等の教員に対する研修協力

障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能

センター的機能の活用については、近隣の県立特別支援学校に相談してください。

校内研修で活用できる資料

県教育委員会では、各学校の校内研修で活用できる様々な資料を発行しています。

「児童生徒の資質・能力を育成する個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICT活用」リーフレット



個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたポイントとICTを活用した授業実践事例等を掲載しています。

二次元
コード

教職員のためのハラスメント対応ブック



ハラスメントについての教職員の意識や職場環境の状況を確認することができるよう、ハラスメントに関するポイントをまとめてあります。

教職員研修において講義等が可能な大学教員等 [一覧]



校内研修において講義等が可能な大学教員等を、学習指導、特別支援教育、情報化、教育相談等の分野別に紹介しています。

二次元
コード

校内研修で活用できるオンデマンドコンテンツ

県や教職員支援機構等が提供する多様なオンデマンドコンテンツを活用することにより、校内研修が一層充実します。

あすなるeゼミナール

総合教育センター主催の希望研修における外部講師等の講演・講義部分のみ視聴するものです。

* 詳細は、研修ガイドブックを御覧ください。

二次元
コード

教職員支援機構
「校内研修シリーズ」

二次元
コード

各講義動画では、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。校内研修の始めに視聴し、それを踏まえた演習・発表を行う等により、校内研修の充実を図ることができます。

「NISE学びラボ」
～特別支援教育eラーニング～

二次元
コード

国立特別支援教育総合研究所では、障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、講義動画を配信しています。

学校体験活動の充実に向けた取組（案）

1 趣旨

中教審答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和4年12月19日・中央教育審議会)において、教職志望を維持・向上させる観点から、大学と教育委員会等が連携し、大学での学びと連動した学校体験活動の充実等の取組を積極的に展開していくことの必要性が指摘された。

「学校体験活動」……学校における教育活動その他の校務に関する補助、または、放課後・休日等の学習その他の活動の補助を体験する活動。

2 対応

以下について、静岡県教員育成協議会養成部会で検討し、協議会に上程する。

「県内大学における学校体験活動について、情報交換やアンケートにより実態を把握し、その充実のための方策を講じる。」

[参考]令和4年度「大学生の学校体験活動(授業支援、放課後等学習支援、学校行事、部活動等)の受入れ状況」(静岡県「学校対象調査」による) * ()内は令和3年度
(学校数)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
受け入れあり	70 (64)	30 (32)	37 (28)	9 (8)	146 (132)
受け入れなし	242 (248)	136 (137)	73 (82)	29 (30)	480 (497)
	312 (312)	166 (169)	110 (110)	38 (38)	626 (629)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
授業支援	53 (45)	10 (11)	11 (6)	7 (6)	81 (62)
放課後等学習支援	10 (14)	11 (13)	6 (4)	1 (0)	28 (31)
学校行事	19 (13)	5 (1)	8 (3)	1 (1)	33 (17)
部活動	0 (0)	11 (9)	16 (12)	1 (0)	28 (21)
その他	14 (9)	6 (4)	10 (8)	3 (2)	33 (21)

教員の魅力を語り合うフォーラムの開催（案）

1 趣旨

教員採用ニーズが高まっている中にありながら、教員就職率の向上が課題として指摘されており、教員の養成・採用等の一体的な充実を図る観点から、教員就職率の向上に資する取組を推進していく必要がある。

2 対応

以下について、静岡県教員育成協議会養成部会で検討し、協議会に上程する。

「教員を志す高校生、大学生の拡大を図るため、大学と政令市、県が連携・協働し、教員の魅力を語り合うフォーラムを開催する」 *令和6年度の開催を予定

[内容（例）]

県内大学の学生による実行委員会を組織し、参画する大学や政令市、県の支援の下、フォーラムの企画・準備・運営を行う。

座談会「教員の魅力を語り合おう」(高校生、大学生、教員等)

政策提言「静岡県の教育施策について」(高校生、大学生)

説明「教員の働き方改革」(県、静岡市、浜松市)

教職員研修管理システム

1 現状（本県のシステム）

運用開始	令和2年8月～
対象	県教育委員会、市町教育委員会 *政令市を除く
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講履歴の記録【申込 修了処理 履歴登録】 （県教委主催研修・県内教職大学院との連携研修・教職員支援機構主催研修等） ・オンデマンド配信型研修の受講

2 国の動向

令和4年度第2次補正予算により、研修受講履歴記録システムと教員研修プラットフォームの一体的構築を進める予定(新たな教師の学びを支える研修体制の構築事業)
 < 想定される国のシステム（文部科学省の資料等から） >

運用開始	令和6年度～（予定）
維持管理費	約1億円（利用自治体で分担） 参加意向のある40自治体で均等に分担した場合、1自治体当たり約250万円
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講履歴の記録 ・教職員支援機構、教育委員会、大学、民間等が提供する研修コンテンツを収集・整理・提供
その他	本県システムの履歴データや研修コンテンツについては、取り込み可能

教員研修プラットフォーム・研修受講履歴記録システムの利用イメージ



教員研修プラットフォーム<教員>

- インターネット上に構築
コンテンツを個人端末(スマホ等)から閲覧可能。
- マイページの構築
マイページからログインし、研修の申し込み、受講、成果確認、受講情報の閲覧等が可能。
- オンデマンド研修
受講後、各コンテンツに対応した成果確認を終えることで、受講情報をマイページに反映。
- 集合研修・オンライン研修
マイページより申し込み。当日のQRコード等による出席確認やオンラインレポート等提出によって受講情報を記録。ZOOMを利用したオンライン研修も可能。

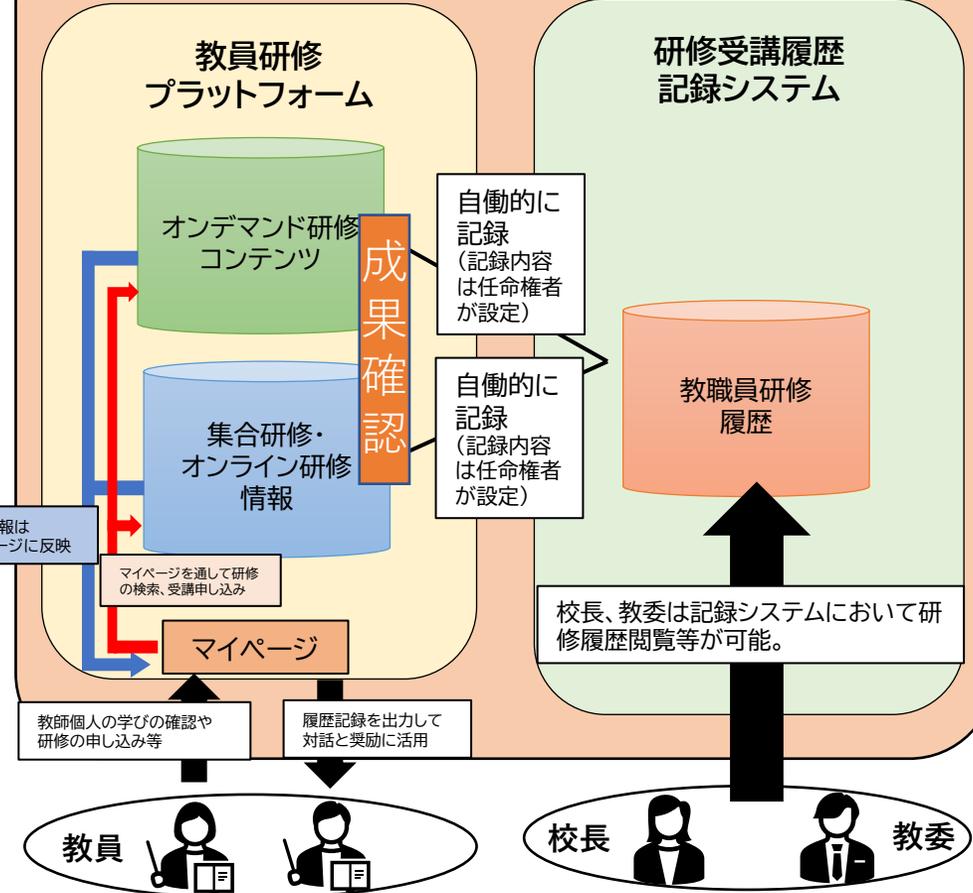
【マイページ】

- ☆マイページには自分の受講した全ての研修受講情報を閲覧・出力可能。
- ☆年次研修など、受講が必要な研修の表示。
- ☆自主研修については教師の意向で履歴から削除することも可能。
- ☆育成指標と研修履歴に基づき、教師の学びをレーダーチャート等の形で可視化も可能。
- ☆個人端末からも履歴確認、受講等可能。

○プラットフォームにおける機能例

- ・研修検索(日付、研修方法(オンデマンド、集合)、育成指標、教科・領域、etc)
- ・研修申し込み、受講、承認(一部研修)
- ・受講対象研修確認機能(各自治体でカスタマイズ可能)
- ・研修評価機能(☆で評価。評価項目は複数設定する)
- ・受講推奨機能(受講履歴、再生回数等に沿った推奨研修の表示)
- ・研修受講と育成指標を紐づけた教師個人の学びの可視化(レーダーチャートのようなもの)

インターネット上



研修受講履歴記録システム<管理職・教委>

- 閲覧権限
研修履歴情報を閲覧できるのは教育委員会や学校管理職等一部に限定される。
- 研修履歴の自動記録
各教員のマイページにある受講情報と同期。その中で、任命権者が記録すると設定した研修のみ表示。
- 基本情報
研修履歴の他に、勤務校や勤続年数等基本情報を表示。
- 対話と奨励への活用
対話と奨励の場面では、基本的に校長等が記録システムの情報を出力して活用することを想定。
(必要に応じて、教員からの履歴出力結果も併用)

研修受講履歴システムへの参加主体及び申し込み

- 都道府県及び政令指定都市⇒直接申し込み
- 市町村(※)⇒都道府県取りまとめの上申し込み
(都道府県が不参加の場合でも、取りまとめを依頼)
※幼稚園教諭・保育教諭、市町村立高校教員、市費負担教員

○記録システム不参加教育委員会や外部人材等の利用時の機能制限について

- ・研修受講履歴記録システムへの記録不可
- ・一部コンテンツ閲覧不可(研修受講履歴記録システム参画教委が作成したコンテンツ等)
- ・教師個人の学びの可視化(レーダーチャート)利用不可
- ・研修履歴の出力制限
- ・教育委員会としての研修への使用不可